

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の企業活動は、利潤追求活動を通じて株主（潜在的な株主としての投資者を含む）にとっての企業価値を高めることを第一義の目的として行われています。

一方で、当社の企業活動は、多様な利害関係者（株主、投資者、経営者、従業員、取引先、地域社会など）との複雑な利害調整を前提として営まれており、市場原理に則り公正かつ透明に、株主はもとより経済社会全体に対して説明可能なものとして、社会的責任を果たしながら遂行されることが求められています。

当社が、こうした成果を継続的に挙げ続けるためには、企業活動を律する枠組みや動機付け、監視が必要不可欠なものとなっています。

当社にとって、企業統治、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくための基本的な要請であり、企業を取り巻く経営環境が大きく変化するなか、その変化に迅速に対応する経営体制の確立、並びに経営の健全性、透明性の確立が、必要不可欠と認識しています。

当社では、コーポレート・ガバナンスの構成要素を以下のように据え、企業活動を律する枠組みの構築を図っております。

- (1) 経営の透明性、健全性、遵法性の確保
- (2) 各ステークホルダー（株主、投資者、経営者、従業員、取引先、地域会社など）へのアカウタビリティ（説明責任）の重視・徹底
- (3) 迅速かつ適切な情報開示
- (4) 経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化

当社のコーポレート・ガバナンスの法的な枠組みは、監査役会設置会社を選択しており、監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名であります。

当社では健全な経営を推進するために、各事業部門に責任者として取締役を置き、各部門の実務を統括して経営の意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化を図っております。当社の取締役会は6名の取締役で構成され、法定の決議事項に加えて、各事業部門の業務執行及び法令の遵守の状況について、毎月の取締役会に適宜報告され監視されています。監査役は、常勤監査役1名、社外監査役2名で取締役の業務を監督しております。

法令の遵守の徹底につきましては、取締役会での監視監督とともに、必要に応じて、弁護士、公認会計士等外部専門家並びに証券取引所、関係監督官庁に照会確認を行うことで、透明性、客観性の確保を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社MYホールディングス	1,878,500	30.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	225,000	3.65
鈴木 崇宏	160,500	2.60
株式会社オービック	110,400	1.79
岡本 茂	63,800	1.03
吉田 雅年	54,000	0.87
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニ ティズ ファンド	50,000	0.81
栢田 浩司	48,400	0.78
柳津 博之	48,200	0.78
山本 望	45,000	0.73

支配株主（親会社を除く）の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	1 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

資本構成【大株主の状況】には、上記のほか当社保有の自己株式1,939,954株(保有割合31.50%、平成28年1月31日現在)があります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	10 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、有限責任 あずさ監査法人と定期的に会合を開催しており、監査方針、監査計画等の確認を行い、会計監査の実施状況について意見交換、情報交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上につとめております。さらに、監査役は、システム監査室と定期的に会合を開催し、システム監査室から内部統制の確立に関して報告を受けて監査の実効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田浩雅	他の会社の出身者													
渡辺満雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田浩雅		同氏は株式会社リアルビジョンの代表取締役です。株式会社リアルビジョンと当社との間には特別な利害関係はありません。	同氏は株式会社リアルビジョンの代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社に反映して頂くことを期待して選任しています。
渡辺満雄	○	同氏は有限会社エムアールエスの代表取締役です。有限会社エムアールエスと当社との間には特別な利害関係はありません。	同氏は有限会社エムアールエスの代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社に反映して頂くことを期待して選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、企業価値・業績向上への会社に対する貢献を基準にして選定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成28年1月期

取締役及び監査役に支払った報酬の額

取締役7名 59,000千円

監査役3名 6,990千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額(取締役 年額150,000千円以内、監査役 年額18,000千円以内)という範囲内で、当社の業績向上及び企業価値の増大への貢献を勘案しつつ、基づき、その役位に応じて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、常勤監査役より会社の情報を適宜提供するとともに、定例及び臨時の監査役会・取締役会に際しては必要に応じて資料の事前配布及び事前説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社では、株主総会で選任された取締役が、各事業部門の責任者として各部門の実務を統括して、経営の意思決定の迅速化と業務執行の責任の明確化を図っております。

当社の取締役会は6名の取締役で構成され、法定の決議事項に加えて、各事業部門の業務執行及び法令の遵守の状況について、毎月の取締役会にて適宜報告され監視されています。

監査役は、常勤監査役1名、社外監査役2名で監査役会を構成し、各監査役は、各監査役間で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査等からの、従業員、会計監査人からの報告收受を受けております。

内部監査部門は、システム監査室（2名）にて、年間内部監査計画を策定し、各部門及び関係会社の業務執行状況について、内部統制にかかる監査、コンプライアンスについて監査します。内部監査の結果は、取締役会長、代表取締役社長、各担当役員、取締役会に報告されるとともに、監査役会にも報告され、監査役監査との連携を図っています。

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を決定しております。取締役の報酬は、取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上を図るために、法令遵守はもとより、経営における透明性を高め、経営管理機能を強化することが重要な課題であると考えております。

そのために、監査役会設置型の経営構築を採用し、取締役会および監査役会の機能強化を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

取締役会については、機動性を高め、意思決定の迅速化を図ることに主眼を置き、適正な人数で構成されるよう務めております。なお、取締役は業務に精通したものが望ましいと考えておりますので、目下のところの社外取締役は採用しておりません。社外取締役に期待される役割（の一部）は、社外監査役や弁護士をはじめとする社外の専門家に意見・助言等を求めることで補っていきます。

一方、監査役会は、構成する各監査役が取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、聴取するなど、取締役の職務執行の監査を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに年に数回説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けに半年に1回定期的に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRのURL: http://www.justweb.co.jp/ir/news_release.html において、決算情報、決算以外の適時開示資料、会社説明会資料、経営者コメント等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の健全性・透明性・迅速性を通じて企業としての社会的責任を果たすため、以下のとおり実効性のある内部統制システムを整備しております。

- (1) 当企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、法令等遵守(以下「コンプライアンス」という。)のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けております。
 2. 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務の執行を監査いたします。
 3. コンプライアンス全体を統括する総括責任者及びコンプライアンス担当の配置、コンプライアンスに関連する規程の作成及び整備、研修の実施等により、役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう指導いたします。
 4. 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備いたします。
 5. 相談・通報体制を設け、役員及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときは、社内及び社外の相談窓口等に通報しなければならないと定め、会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものといたします。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針、さらにコンプライアンス・プログラムの要求事項を、実施し、維持し、及び継続的に改善してまいります。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備いたします。
 2. リスク管理の実効性を確保するために、システム統括本部と管理部は連携してリスク状況の監視及びその運用を行うものとします。
 3. 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が、発生し又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講じます。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会は定期的に開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 2. 取締役会への付議議案につきましては、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料につきましては事前に全役員に配布され、各取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとしております。
 3. 日常の職務の執行に際しては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 当社の代表取締役は子会社の取締役を兼務し、子会社の取締役会全体会議に出席し、緊密な連携を図っております。
 2. 子会社の代表取締役は、当社の取締役会にて、事業内容の定期的な報告と重要案件について協議を行っております。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 監査役は必要がある場合、業務補助のための監査役スタッフを置くことができるものとし、その人事については、監査役会の同意を必要とし、監査スタッフは業務執行に係る役職を兼務しないものとします。
 2. 監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けないものとします。
- (7) 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制
 1. 当企業集団の取締役及び使用人は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務の執行の状況及び結果について監査役に報告いたします。
 2. 当企業集団の取締役及び使用人は、当企業集団における重大な法令違反、コンプライアンスにおける重大な事実を発見した場合及び報告を受けた場合、遅滞なく監査役に報告いたします。
 3. 当社グループの内部通報システムによる通報状況は、定期的又は監査役の求めに応じて報告いたします。
 4. 会社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底いたします。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務の執行の状況及び結果について監査役に報告いたします。
 2. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに報告いたします。
 3. 監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- (9) 当企業集団のその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行います。
 2. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、情報の収集交換が円滑に行えるよう協力いたします。
- (10) 当企業集団の財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備・推進いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度を貫き、いかなる取引も行ってはならない旨を、役員、社員へ周知徹底しております。
2. 平素より反社会的勢力及び団体に関する情報収集を図り、万一不当要求等の事態が発生した場合には警察や顧問弁護士と迅速に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示の概要

金融商品取引法および証券取引所の定める適時開示規則により開示が求められる情報については、取締役会において審議・決議され、代表取締役への確認・了承後に、管理部より迅速かつ公正に情報開示を行います。

また、開示に急を要する情報ならびに会社が任意で開示する情報については、管理部において検討し、代表取締役の承認を得上で、適時適切に開示を行います。